

VIII. 今後の進め方



1. 計画の達成状況の評価について

今後、本市の公共交通が目指す姿を実現するため、計画期間中に達成すべき目標を設定し、取り組んでいきます。

《PDCA サイクルによる計画の達成状況の評価》

計画を進めるにあたっては、PDCA（Plan・Do・Check・Action）のサイクルによる継続的な取り組みを行い、必要に応じて適宜改善を図っていきます。

目指す目標を実現するための取り組みの詳細を計画立案・調整、実行し、各取り組み（事業）についての進捗状況の確認、得られた結果についての評価・検証を行います。得られた結果のほか今後の地域や社会の情勢、交通手段に関する技術革新の動向、人々の意識・行動や嗜好・流行の変化等によっては、計画内容の更新、見直し等を行うことも必要となります。



- Plan : 計画立案・調整等
- Do : 取り組みの実行
- Check : 進捗状況の確認、結果の評価・検証
- Action : 更新・見直し等

実施項目	計画期間											次期計画	
	2022(R4)年度	2023(R5)年度	2024(R6)年度	2025(R7)年度	2026(R8)年度	2027(R9)年度	2028(R10)年度	2029(R11)年度	2030(R12)年度	2031(R13)年度			
Plan (全体計画)	計画策定					必要に応じて計画の見直し						計画の見直し	
短期事業	Do (実施)	施策の実施	施策の実施	施策の実施									
	Check (評価)		評価	評価	評価								
	Action (改善)			改善	改善	改善							
中期事業	Do (実施)						施策の実施						
	Check (評価)										評価		
	Action (改善)											改善	

《目標の評価指標》

これからの船橋市の公共交通が目指す姿・基本方針を実現するため、期間中に達成すべき目標と評価指標を以下のように設定します。



上記の4つの方針（目標）に対応し、実現状況をあらわす指標を選定します。

《評価指標》

■ 1 ターミナル・拠点等の利便性・わかりやすきの向上と市民等の利用促進

目安 ■ 市民の満足が得られている

・指標①：公共交通に対する満足度（アンケート結果）

目安 ■ 市民のクルマ利用が減り、公共交通の利用が増えている

・指標②：クルマ利用率の低減（国勢調査またはアンケート結果等）

・指標③：連携によるモビリティ・マネジメントの取り組み数

■ 2 公共交通不便地域等への移動支援

目安 ■ 公共交通不便地域が削減されている

・指標④：公共交通不便地域（重点地区）への移動支援取り組み地区数

■ 3 将来にわたる公共交通サービスの確保

目安 ■ 運行事業者の運営が現在より良好になっている

・指標⑤：市内バス事業者の年間利用客数

■ 4 集客、回遊性向上など、まちづくりへの寄与

目安 ■ クルマで来訪する人が減り、公共交通で来訪する人が増えている

・指標⑥：本市への来訪客のクルマ利用率の低減（観光関連調査）

《各評価指標の現況値および目標値》

指標		現況値	目標値 (将来：2031（R13）年度）
■ 1 ターミナル・拠点等の利便性向上と市民等の利用促進			
目安 ■ 市民の満足が得られている			
指標①	船橋市内を運行するバスの満足度 (2019年度 市民アンケート)	約 22%	現状以上
	船橋市内を運行する鉄道の満足度 (2019年度 市民アンケート)	約 56%	現状以上
目安 ■ 市民のクルマ利用が減り、公共交通の利用が増えている			
指標②	市民の通勤・通学での自家用車利用率 (2015年 国勢調査)	市外 14.6% 市内 24.3%	現状以下
	70歳以上の市民の免許保有率 (2019年 船橋警察署・船橋東警察署資料)	36.7%	現状以下
指標③	交通事業者との連携によるモビリティ・マネジメントの取り組み件数	0件 (2020年)	現状以上
■ 2 公共交通不便地域等への移動支援			
目安 ■ 公共交通不便地域が削減されている			
指標④	公共交通不便地域（重点地区）への移動支援 取り組み地区数	3地区 (2020年)	現状以上
■ 3 将来にわたる公共交通サービスの確保			
目安 ■ 運行事業者の運営が現在より良好になっている			
指標⑤	船橋市内を運行するバスの年間利用者 (交通統計：市内バス事業者計6社合算値)	26,605千人 (2018年)	現状以上
■ 4 集客、回遊性向上など、まちづくりへの寄与			
目安 ■ クルマで来訪する人が減り、公共交通で来訪する人が増えている			
指標⑥	市外からのクルマでの来訪者の割合 (2015年 船橋市商工業戦略プラン基礎調査)	49.7%	現状以下

(*) 2020年新型コロナウイルス拡大により外出が自粛されたため、現況値は主に2020年以前の数値を掲載

《推進体制》

本計画の推進にあたっては、船橋市地域公共交通活性化協議会が、施策の実施状況の評価や計画見直し等を行っていきます。

【船橋市地域公共交通活性化協議会について】

設置根拠 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき設置

設置年月日 平成20年10月24日

構成員 以下のとおり（令和4年3月31日現在）

委員	
船橋市	船橋市 副市長
	船橋市 建設局長
	船橋市 企画財政部
	船橋市 福祉サービス部
	船橋市 経済部
	船橋市 都市計画部
	船橋市 道路部（道路管理者）
公共交通事業者 （バス事業関係者）	一般社団法人千葉県バス協会
	京成バス株式会社
	船橋新京成バス株式会社
	ちばレインボーバス株式会社
	京成バスシステム株式会社
公共交通事業者 （タクシー事業関係者）	一般社団法人千葉県タクシー協会 千葉支部
	船橋タクシー有限会社
	有限会社丸十タクシー
	有限会社サンタクシー
	京成タクシー船橋株式会社
公共交通事業者 （鉄道事業関係者）	東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社
	京成電鉄株式会社
	新京成電鉄株式会社
	東武鉄道株式会社
	東葉高速鉄道株式会社
市民代表	東部地区代表
	西部地区代表
	南部地区代表
	北部地区代表
	中央地区代表
学識経験者	日本大学理工学部交通システム工学科
国土交通省	関東運輸局千葉運輸支局（企画調整）
	関東運輸局千葉運輸支局（輸送監査）
千葉県	千葉県総合企画部交通計画課
	千葉県葛南土木事務所（道路管理者）
交通管理者	船橋警察署交通課
	船橋東警察署交通課
運転者が組織する団体	京成バス労働組合
	新京成バス労働組合

業務

船橋市地域公共交通計画の作成及び変更に関すること。
 船橋市地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
 船橋市地域公共交通総合連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
 公共交通不便地域解消事業に係る協議及び連絡調整に関すること。
 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項。
 地方版回数入りナンバープレートの寄付金活用事業の助成金の活用等に関すること。
 その他、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

《SDGs への貢献について》

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。我が国では、SDGsアクションプランにおいて、2030年の目標達成に向けた行動を行うこととされています。



また、日本政府による国内の取り組みの中で、「目標 11 [持続可能な都市]」に向けたターゲットの1つ（ターゲット 11.2）として公共交通に関する事項が掲げられています。

<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <p>(ターゲット 11.2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
--	--

本計画による取り組みの方向性は、上記のまちづくりの面だけでなく、その他、健康と福祉、教育、エネルギー、経済の活性化、自然環境など多くの面で、SDGsの考え方に合致しています。したがって、本計画が「目指す姿」を実現することによってSDGs達成に貢献できるよう、本計画の取り組みを推進していきます。

<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> <p>(ターゲット 3.9)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
--	---

<p>4 質の高い教育を みんなに</p> 	<p>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する (ターゲット4.7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
<p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p> 	<p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る (ターゲット9.1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>持続可能な生産消費形態を確保する (ターゲット12.8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> 	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる (ターゲット13.2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。 <p>(ターゲット13.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

(「持続可能な開発目標（SDGs）指標仮訳」令和3年6月最終更新（総務省）)

《今後の取り組みスケジュール》

取り組みごとに、実施主体について調整・決定した上で、2022年度以降の10年間で、細目メニューの可否・要否及び具体的な実施方法の検討を行った上で、取り組みを実施します。必要に応じて、試行実施、実証運行等を踏まえながら取り組んでいき、状況によっては計画の見直しも適宜行っていきます。現時点では、計画期間の前半5年程度が終了した時点で、取り組み状況の検証を行う予定です。(※スケジュールは、今後調整します。)

取り組み（事業）	主な実施主体	スケジュール						
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027～2031 (R9～R13)	2032～2041 (R14～R23)
		短期				中期		長期
■ 1 ターミナル・拠点等の利便性向上と市民等の利用促進								
取り組み 1-1 主要ターミナル等のわかりやすさ・機能充実の取り組み	市・協議会 公共交通事業者	検討・調整・準備（短期メニュー） 必定に応じて試行実施		本格実施				
		検討・調整・準備（中期メニュー）						
		検討・調整・準備（長期メニュー）						
取り組み 1-2 地区拠点等のアクセス・乗り継ぎ等の利便性向上と新規路線検討の取り組み	市・協議会	検討・調整・準備（短期メニュー） 必定に応じて試行実施		本格実施				
		検討・調整・準備（中期メニュー）						
取り組み 1-3 遅延・運休等による公共交通利用への抵抗感軽減の取り組み	公共交通事業者 市・協議会	検討・調整・準備（短期メニュー） 必定に応じて試行実施		本格実施				
		検討・調整・準備（中期メニュー）						
取り組み 1-4 公共交通利用に関する意識の醸成に向けた取り組み	市・協議会 公共交通事業者	検討・調整・準備（短期メニュー） 必定に応じて試行実施		本格実施				
■ 2 公共交通不便地域等への移動支援								
取り組み 2-1 地域とともに考える公共交通不便地区の移動サービスに関する継続的な取り組み	市・協議会 公共交通事業者 市民 民間企業	検討・調整・準備（短期メニュー） 必定に応じて試行実施		本格実施				
		検討・調整・準備（中期メニュー）						
		検討・調整・準備（長期メニュー）						
■ 3 将来にわたる公共交通サービスの確保								
取り組み 3-1 公共交通事業者間の連携強化の取り組み	公共交通事業者 市・協議会	検討・調整・準備（短期メニュー） 必定に応じて試行実施		本格実施				
取り組み 3-2 バス運行に関わる負担軽減の取り組み	公共交通事業者、 市・協議会 県	検討・調整・準備（短期メニュー） 必定に応じて試行実施		本格実施				
		検討・調整・準備（長期メニュー）						
取り組み 3-3 新型コロナウイルス感染症の影響による行動変容への対応の取り組み	公共交通事業者、 市・協議会	検討・調整・準備（短期メニュー） 必定に応じて試行実施		本格実施				
■ 4 集客、回遊性向上など、まちづくりへの寄与								
取り組み 4-1 まちづくりと連携し回遊性を促す公共交通サービス提供の取り組み	公共交通事業者、 市・協議会	検討・調整・準備（短期メニュー） 必定に応じて試行実施		本格実施				
		検討・調整・準備（中期メニュー）						
取り組み 4-2 人の往来・賑わい、来訪客へのPR 案内の充実等の取り組み	公共交通事業者、 市・協議会	検討・調整・準備（短期メニュー） 必定に応じて試行実施		本格実施				
		検討・調整・準備（中期メニュー）						
		検討・調整・準備（長期メニュー）						
取り組み 4-3 利用客・市民・来訪客等の意見・動向の定期的な把握の取り組み	市・協議会 公共交通事業者 観光・集客・商業関係者	検討・調整・準備（短期メニュー）		本格実施				
■ 地区交通戦略								
海老川上流地区	市※、協議会 民間企業 公共交通事業者	施策パッケージの実施						
JR 船橋駅南口周辺地区 ～JR 南船橋駅周辺地区	市※、協議会 民間企業 公共交通事業者	施策パッケージの実施						
原木中山駅周辺地区	市※、協議会 民間企業 公共交通事業者	施策パッケージの実施						

※地区交通戦略については、交通のみならず、都市計画・環境等、複数の分野にわたる庁内関係者との連携のうえ、進めていきます。